

三次市教育委員会議案第 2 1 号

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会事務決裁規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「関係室」を「関係課」に改める。

第 4 条中「，室長」を「，課長」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「室長」を「課長」に改め，「主務室長」を「主務課長」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「室長」を「課長」に改め，「教育企画室長」を「教育企画課長」に，「学校教育室長」を「学校教育課長」に，「社会教育室長」を「社会教育課長」に改める。

第 1 0 条を次のように改める。

（代決）

第 1 0 条 決裁権者が不在の場合は，次の区分に応じ代決することができる。

決裁区分	第 1 順位	第 2 順位
教育長	教育次長	教育企画課長
教育次長	教育企画課長	学校教育課長

		社会教育課長
課長	主務課係長等	

附 則

この訓令は，平成20年8月1日から施行する。